

平成30年2月8日

工学研究科長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院工学研究科マイクロエンジニアリング専攻ナノサイエンス講座(以下「講座」という。)が管理及び運用する高分解能RBS(ラザフォード後方散乱分光)装置(以下「装置」という。)の利用及び装置を用いた分析の委託について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 装置の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、講座の専任教員のうちからマイクロエンジニアリング専攻長が選任する。

(利用資格)

第3条 装置を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、放射線管理要領(令和元年7月25日環境安全保健機構長裁定)第21条の規定により、装置のエクソ線従事者として許可された者とする。

- (1) 京都大学(以下「本学」という。)の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発等に従事する者
- (4) その他管理責任者が適当と認める者

(利用日)

第4条 装置は、管理責任者が特に定める日を除き、毎日利用できる。

(利用時間及び利用単位)

第5条 装置の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

- 2 装置の利用は、1時間又は1日を単位とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

(利用申請)

第6条 装置を利用しようとする者は、当該装置を利用しようとする日(複数日に連続してまたがる場合はその最初の日。以下同じ。)の6ヶ月前から7日前までに、利用申請書(様式1)(以下「利用申請書」という。)を管理責任者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 管理責任者は、前項により利用申請書の提出があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 装置の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、変更前の当該装置を利用しようとする日又は変更後の当該装置を利用しようとする日のいずれか早い日の7日前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。

(委託申請)

第7条 分析を委託しようとする者は、分析委託申請書(様式2)(以下「委託申請書」という。)を管理責任者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請ができる者は、第3条各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- 3 管理責任者は、第1項により委託申請書の提出があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、管理責任者は、講座の業務に支障がないと認める場合に限り、承認するものとする。
- 4 分析の委託の承認を受けた者（以下「委託者」という。）は、分析に使用する試料（以下「分析試料」という。）を、管理責任者の指示に従い提出するものとする。
- 5 委託者は、委託内容を変更し、又は委託を取り止める場合には、管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、管理責任者に分析試料を提出した後は、委託内容の変更又は委託の取止めを申し出ることができない。
- 6 管理責任者は、分析が完了したときは、その結果を報告書に記載して委託者に交付するとともに、分析試料に残余がある場合は、委託者の希望に応じてこれを返還する。

（利用料等）

第8条 利用者及び委託者（以下「利用者等」という。）は、本学の指定する方法により、別表第1に定める利用料又は別表第2に定める委託料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料又は委託料（以下「利用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。
- 3 一旦納付された利用料等は、返還しない。ただし、講座の都合により承認を取り消し、又は装置の利用若しくは委託を受けて実施する分析を中止した場合は、利用料等の全部又は一部を返還する。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、装置の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 装置を利用申請書に記載した利用目的以外に利用しないこと。
 - (2) 利用申請書に記載した利用者以外の者に装置を利用させないこと。
 - (3) 装置を初めて利用する場合は、管理責任者が実施する事前講習を受講すること。ただし、管理責任者が不要と認める場合を除く。
 - (4) 装置に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。
 - (5) 装置その他講座の施設、設備等の保全に努めること。
 - (6) その他管理責任者が指示する事項
- 2 利用者は、装置に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

（利用の停止等）

第10条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第6条第2項又は第7条第3項における装置の利用若しくは分析の委託の承認を取り消し、又は装置の利用若しくは委託を受けて実施する分析（以下「共同利用」という。）を停止することができる。

- (1) 利用者等が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
 - (2) 利用者等が、利用申請書又は委託申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (3) 利用者等が、利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。
 - (4) 本学の管理上の事由により共同利用に支障があると管理責任者が認めるとき。
- 2 前項第1号から第3号までの事由により装置の利用若しくは分析の委託の承認を取り消し、又は共同利用を停止させたことにより利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

（原状回復）

第11条 利用者は、装置の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消し、

又は利用を停止した場合を含む。)は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、その責に帰すべき事由により装置その他講座の施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 講座は、利用者等に装置の利用又は委託を受け実施した分析の結果を提供するものであって、利用者等に有意な結果を保証するものではない。

2 装置の利用又は委託を受け実施した分析の結果により利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(成果の公開)

第14条 利用者は、管理責任者の依頼に応じて年度ごとに成果報告書を提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を公開するものとする。ただし、事前に管理責任者の承認を得た場合には、非公開とすることができる。

(成果の利用)

第15条 利用者等は、共同利用の成果を公開する際は、原則として、講座の名称及び利用した装置名称を明示するものとする。

2 利用者等は、共同利用により得られた成果が、製品化等につながった場合は、管理責任者に報告するものとする。

(秘密保持)

第16条 講座に所属する教職員及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用により知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第17条 共同利用に関する事務は、講座において処理する。ただし、利用料等の請求に関する事務は京都大学桂地区(工学研究科)事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第18条 この規程に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者等が協議のうえ、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第19条 工学研究科長は、以下の場合に利用者等の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者等の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による規程の変更にあたり、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びにその

効力発生日を、効力発生日までに講座ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者等に周知するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和元年8月13日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和元年8月1日から適用する。
- 2 令和元年9月30日までに終了する装置の利用及び分析の委託については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に許可を受けた令和元年10月1日以後の装置の利用及び分析の委託については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条第1項関係）

装置名称	利用単位	利用料単価		
		第3条第1項 第1号に掲げ る者	第3条第1項 第2号に掲げ る者	第3条第1項 第3号に掲げ る者
高分解能RBS装置	事前講習料	9,800円	17,000円	58,100円
	1時間あたり	2,000円	3,400円	11,600円
	1日あたり	18,000円	30,600円	104,400円

1. 上記表中の利用料単価は、利用単位あたりの装置利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、利用期間に応じて利用単位数を乗じた金額に事前講習料を加えた金額を利用料とする。
2. 1時間未満の装置利用及び1時間を超える装置利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の装置利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第3条第1項第4号に掲げる者の利用料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、管理責任者が指示するものとする。

別表第2（第8条第1項関係）

装置名称	委託単位	委託料単価		
		第3条第1項 第1号に掲げ る者	第3条第1項 第2号に掲げ る者	第3条第1項 第3号に掲げ る者
高分解能RBS装置	1日あたり	91,100円	104,100円	178,200円

1. 上記表中の委託料単価は、1日あたりの分析の委託に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに分析に要した日数を乗じた金額を委託料とする。
2. 第3条第1項第4号に掲げる者の委託料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、管理責任者が指示するものとする。

様式1 (第6条関係)

利用申請書

○年○月○日

京都大学大学院工学研究科マイクロエンジニアリング専攻
ナノサイエンス講座 管理責任者 殿

京都大学大学院工学研究科マイクロエンジニアリング専攻ナノサイエンス講座が供する高分解能RBS装置の利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。なお、利用に際しては、京都大学大学院工学研究科マイクロエンジニアリング専攻高分解能RBS装置共同利用規程を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称					
	住所					
申請者		職名				
電話番号		メールアドレス				
緊急連絡先	職場				自宅	
	利用期間	○年○月○日○時 ~ ○年○月○日○時				計 ○日○時間
利用目的						
利用料請求先 *申請者と異なる 場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名					
	電話番号				メールアドレス	
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 (<input type="checkbox"/> 機能強化経費 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費 <input type="checkbox"/> その他)					
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 科学研究費補助金 <input type="checkbox"/> 受託研究等					
	<input type="checkbox"/> 間接経費 <input type="checkbox"/> 機関経理補助金					
	PJコード【 <input type="text"/> 】					
事前講習 *初回時のみ記載	受講希望日時	○○年○○月○○日○○時～			(所要時間：5時間)	
	受講済の場合は受講年月日					
成果を非公開とする場合、その理由						
利用申請者 以外の利用者	所属部署・職名	職名	氏名	連絡先		

利用申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学大学院工学研究科マイクロエンジニアリング専攻ナノサイエンス講座へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに同講座へ連絡してください。
3. 申請者以外の利用者が、申請者とは別日時に事前講習を受講する場合は、別途事前講習料が発生します。
4. 利用料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、利用料請求先が同一の場合には、一括して利用料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。

